

2026年6月12日

郵政民営化法改正法案の国会提出について

一般社団法人全国信用金庫協会
会長 平松 廣司

6月11日、郵政民営化法改正法案が国会に提出されました。

現行の郵政民営化法では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」ことを明記するとともに、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行の特殊性に鑑み、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった基本理念が掲げられています。

こうした基本理念のもと、同法では日本郵政に対して、できる限り早期にゆうちょ銀行の全株式処分を行うことを定めており、私どもも全株式処分に向けた取組みを着実に進めることをこれまで主張して参りました。

しかしながら、同改正法案では、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有を義務付けることとされており。

また、同改正法案の附則において、「3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の際に、郵政民営化委員会および政府が上乗せ規制の在り方について検討を行う」旨が規定されています。

私どもは、ゆうちょ銀行に間接的な政府出資が残る間は、同規制を緩和・撤廃するべきではないと考えています。

仮に上乗せ規制が緩和・撤廃され、190兆円もの預金規模を有するゆうちょ銀行が政府の信用をバックに業容を拡大することとなれば、地域金融機関の経営を圧迫し、地域の信用創造機能や課題解決支援など、地域金融機関が長年培ったノウハウをもとに担ってきた機能が阻害され、地域経済に悪影響が及ぶことが懸念されます。

今後の国会審議にあたっては、私どもの意見等を十分に踏まえた議論を行っていただくよう強く要望いたします。

以上